

泡消火薬剤中の PFOS 含有量把握のすすめ

ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（以下、PFOS という）は、撥水撥油性、低表面張力、非粘着性及び低摩擦性の特性を有することで、泡消火薬剤等を製造する際にも、一部の製品に使用されていました。

しかし、この PFOS は、難分解性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有することから、平成 21 年 5 月に残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）において新たに規制対象物質に指定されるとともに、国内においても平成 22 年 4 月に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）が改正され、第一種特定化学物質に指定されました。

PFOS 含有泡消火薬剤の取り扱い義務

PFOS 含有泡消火薬剤を取り扱う場合には、技術上の基準を定める省令に従わなければなりません。また、譲渡、提供する際には、環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の告示で定める表示義務が課せられます。

◆ 取り扱い上の留意すべき点

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 泡消火薬剤の保管 • 移し替え • 漏出処理措置 • 訓練・放出時における措置 • 譲渡・提供時の表示 | <ul style="list-style-type: none"> • 保管場所・容器等への表示 • 容器等の点検 • 保管数量を記載した帳簿 • 管理責任者の選任 |
|---|---|
- …等々

◆ その他に必要な措置

- PFOS 含有泡消火薬剤が環境中に放出されないよう、機能を維持するための措置
- PFOS 含有泡消火設備の点検
- 点検で放出した PFOS 含有泡消火薬剤を廃棄物として処理するための処理委託留意事項
- PFOS 含有廃棄物の収集・運搬時の措置

適切な管理をする上では、まず使用されている泡消火薬剤中に PFOS が含有しているかどうかを把握することが必要です。

当社では、泡消火薬剤中の PFOS 含有試験について、多数の実績がございます。是非ご用命下さい。

取り扱い義務やその他必要な措置に関する詳細につきましては、下記をご参照下さい。

○ 当社発行資料 ザ・ナイツレポート No.11002、11003

○ 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

PFOS 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項

○ 一般社団法人 日本消火装置工業会

PFOS 含有泡消火薬剤を使用した泡消火設備に関する取り扱いについて



詳しくは、当社 環境分析部 田沼、長谷川（知）（フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 224、330）までお気軽にお問い合わせ下さい。

